

# 犬山市業務継続計画 (犬山市BCP)

平成 30 年 2 月

犬 山 市



# 犬山市業務継続計画

## 目 次

第1章	業務継続計画の概要と基本的な考え方	
1	業務継続計画とは	1
2	策定の効果	1
	（1）業務立ち上げ時間の短縮	
	（2）発災後の業務レベルの向上	
3	非常時優先業務と計画の位置づけ	3
4	基本方針と対応方針	5
	（1）基本方針	
	（2）対応方針	
5	計画の発動と解除	6
	（1）発動と職務代行	
	（2）解除	
第2章	想定する災害と被災状況	
1	想定する地震	7
2	市本庁舎の状況	8
第3章	業務継続に係る人員の確保	
1	職員の参集体制	9
2	職員参集の前提条件	10
3	参集人数及び参集率	10
第4章	非常時優先業務の選定	
1	選定方法	11
	（1）業務継続の優先度が高い通常業務	
	（2）災害応急対策業務及び優先度の高い災害復旧業務	
2	選定基準	11
3	選定結果	12
第5章	業務継続の課題と対応	
1	職員の配置	13
2	執務環境の確保	13
3	情報機器・システムの保全	13
	（1）機器の固定	
	（2）システムの維持とデータのバックアップ	

4	電力・燃料の確保	13
5	通信手段の確保	14
6	職員の食料等の確保	14
7	協定の推進	14

## 第6章 今後の取組み

1	対策班（課）のマニュアル整備	15
2	計画の周知と改善	15
3	日常の備え	15
	（1）家庭内での防災対策	
	（2）自席 PC データの管理	

\*\*\* 付属資料 \*\*\*

非常時優先業務一覧	17
-----------	----

## 第1章 業務継続計画の概要と基本的な考え方

### 1 業務継続計画とは

本市における地震対策としては、「犬山市地域防災計画（地震災害対策編）」に基づき、予防から応急対策、復旧・復興までのさまざまな取り組みを総合的に推進している。しかし、大規模災害によって行政そのものも被災した場合は、災害時においても実施すべき通常業務に人員、物資等がさけなくなるおそれがある。

業務継続計画とは、災害発生時における災害応急対策業務に加え、通常業務のうち、継続又は早期復旧の必要がある業務を、「非常時優先業務」として実施する体制を確保するために、事前に資源（職員、庁舎、資機材等）の確保・配分や必要な対策を定めることにより、災害発生直後の、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの維持・向上を図る計画である。

### 2 策定の効果

業務継続計画の策定によって期待される効果は下記のとおりである。

#### （1）業務立ち上げ時間の短縮

業務継続計画を策定することにより、限られた資源（人、もの、情報など）を優先して実施すべき業務に集中することができ、効率よく業務の復旧・再開に取りかかることができるようになる。それにより通常業務立ち上げの時間短縮につなげていく。

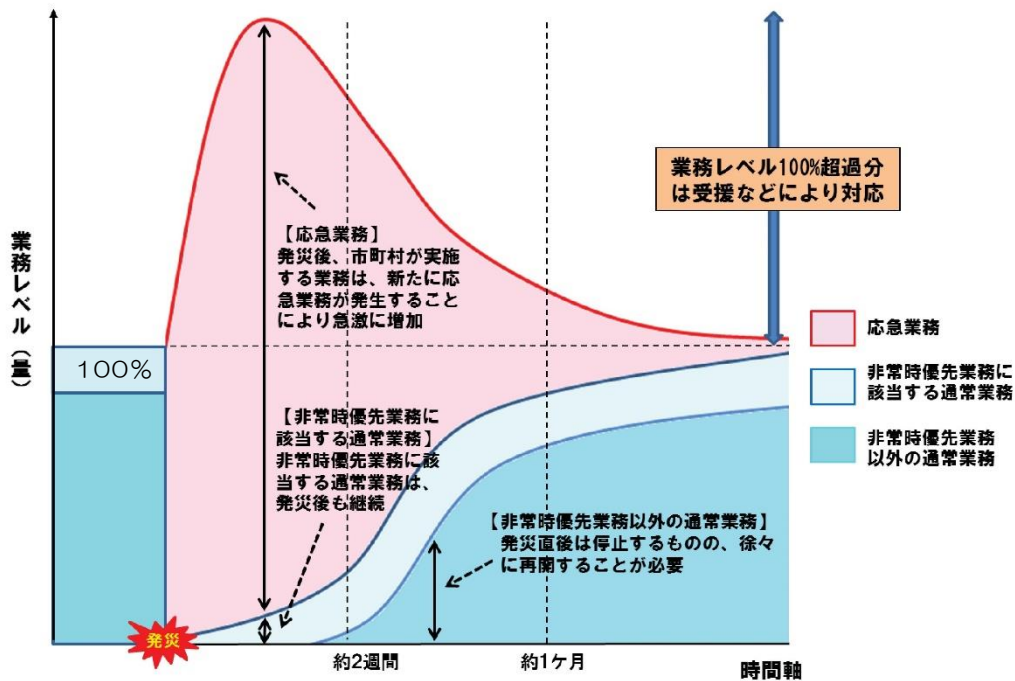
#### （2）発災後の業務レベルの向上

非常時に実施すべき業務を明確にすることによって、発災直後から応急対策業務に取りかかることが可能となり、発災直後の業務レベルの向上を図ることが可能となる。

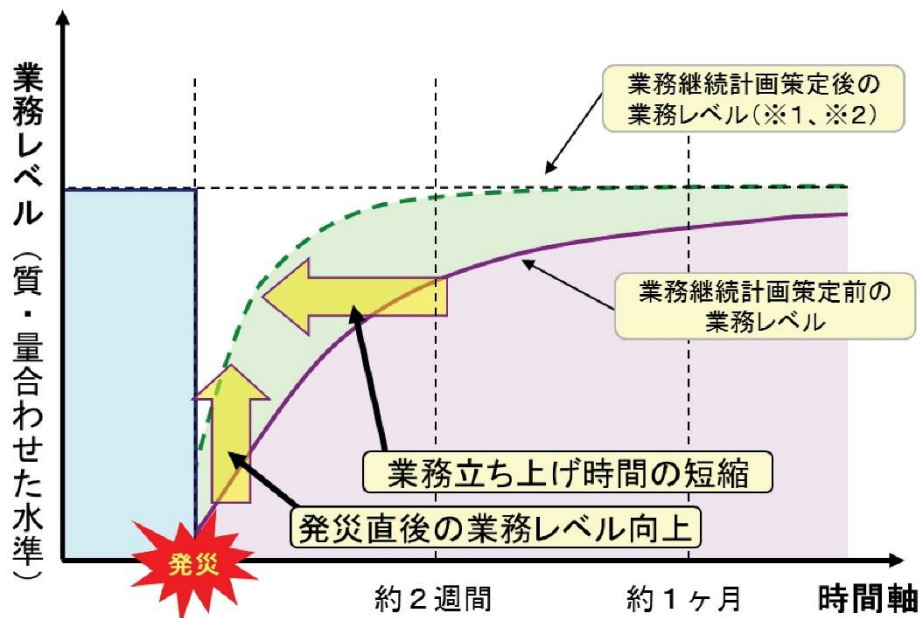
また、業務継続計画において災害に対する対応を災害発生前に行うことによって、行政機能全体への減災が可能となる。

○業務継続計画のイメージ

【発災後に市が実施する業務の推移】



【業務継続計画の策定に伴う効果】



※1 業務計画の策定により、資源制約の状況下で100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応する事が可能となる。

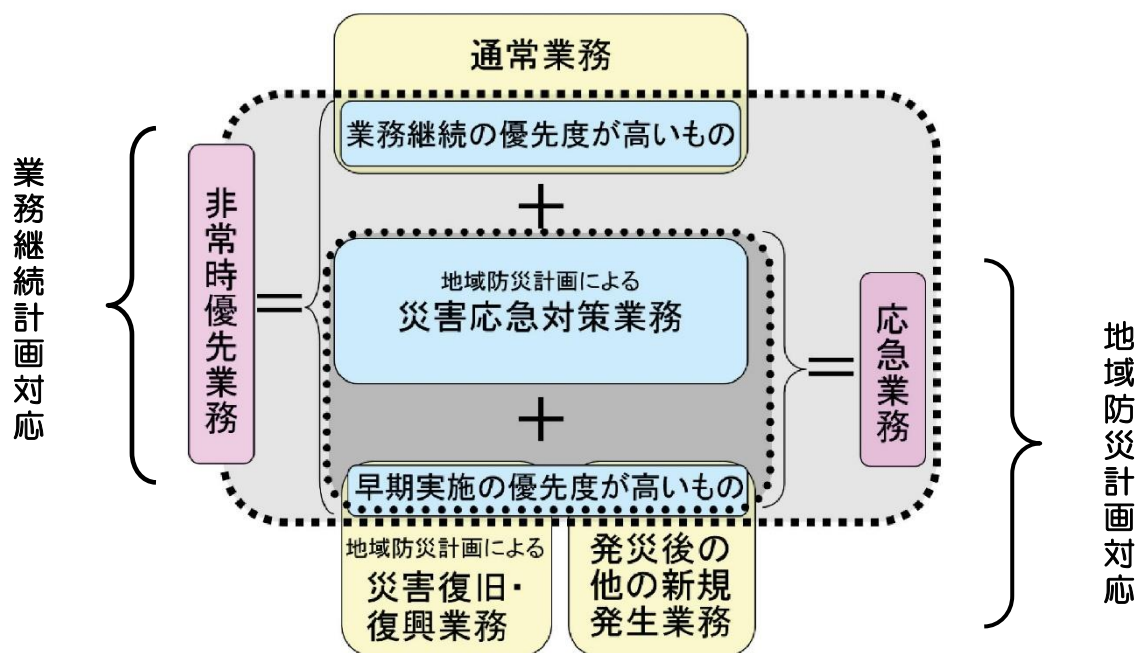
※2 訓練や不足する資源に対する対策を通じて計画の実効性を高めることが求められる。

(出典：内閣府『大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き』)

### 3 非常時優先業務と計画の位置づけ

非常時優先業務とは大規模な地震等災害時であっても優先して実施すべき業務のことであり、具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施するものとする。



(出典：内閣府『大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き』一部加筆)

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、犬山市防災会議が策定する法定計画で、市民、防災関係機関、事業者及び本市が災害の予防から応急対策、復旧・復興までに取り組むべき事項を定めた総合的、基本的な計画である。

一方、業務継続計画は、地域防災計画で定められた本市の取り組むべき事項を実施するための計画として、想定した災害下において不足する資源や職員参集を想定した上で、市民生活に密接に関係する通常業務を選定し、継続・早期復旧させるために取り組むべき事項について定める計画となる。

## 地域防災計画と業務継続計画の比較

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、災害時、又は平常時に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	災害時に必要とする資源に制限がある状況下で、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
行政の被災	行政の被災は想定されていない。	行政の被災を想定し、庁舎や職員、電力、情報システム等の必要資源が制限された前提で計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害予防</li> <li>・ 災害応急対策業務</li> <li>・ 災害復旧・復興業務</li> </ul>	非常時優先業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先度の高い通常業務</li> <li>・ 災害応急対策業務</li> <li>・ 優先度の高い災害復旧・復興業務</li> </ul>
対象となる範囲	本市、防災関係機関（指定地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等）、事業者、市民	本市
計画期間	災害予防段階から災害応急対策、復旧・復興までの期間	発災から災害応急対策がおおむね完了するまでの期間



## 4 基本方針と対応方針

### (1) 基本方針

大規模災害発生時に、市の行政機能を継続するため、以下の基本方針に基づいて業務継続の強化に取り組むものとする。

- ① 大規模災害から市民の生命・身体及び財産を保護する。
- ② 市内の社会経済活動の維持・早期復旧に努める。
- ③ 業務継続のために必要な体制を取り、必要な資源を最大限有効に活用する。

### (2) 対応方針

本計画において、次の対応方針に基づき、業務継続のための必要な体制を定め、非常時優先業務に取り組むものとする。

- ① 大規模地震が発生した際は、市民の生命、身体及び財産の保護のため、非常時優先業務の遂行に全力を挙げる。
- ② 非常時優先業務の遂行のために必要な資源の確保と適切な配分を行う。
- ③ 全庁的取り組みとして、平常時から業務継続力の向上に努める。

## 5 計画の発動と解除

### (1) 発動と職務代行

本計画に基づく非常時優先業務の実施は、次のいずれかに該当する場合に発動するものとする。

ア 本市に震度5強以上の地震が発生し、災害対策本部が設置されたとき、本計画を自動発動する。

イ その他、災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき、災害対策本部長宣言によって、本計画を発動する。

なお、本部長（市長）不在時であっても重要な意思決定に支障を生じさせないため、下表の職務代行順位とする。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	防災監

### (2) 解除

本計画に基づく非常時優先業務の実施は、災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めた場合に、災害対策本部長宣言によって解除する。

## 第2章 想定する災害と被災状況

### 1 想定する地震

愛知県が平成26年5月に発表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」の「過去地震最大モデル」を、業務継続計画を策定する上での想定とする。

この「過去地震最大モデル」は南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルであり、愛知県の地震・津波対策を進める上で基本となる想定として位置付けられるものである。

### 市全体の被害想定（愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果より）

最大震度		5強
全壊・焼失棟数	揺れ	約10棟
	液状化	わずか
	浸水・津波	わずか
	急傾斜地崩壊	わずか
	火災	わずか
死者数	建物倒壊	わずか
	浸水	わずか
	急傾斜地崩壊	わずか
	火災	わずか
	ブロック塀転倒、落下物	わずか
ライフライン機能支障	上水道断水人口	約3,600人 ※
	下水道機能支障人口	約800人
	電力停電軒数	約36,000軒
	固定電話不通回線数	約9,700回線
	携帯電話停波基地局率	80%
	都市ガス復旧対象戸数	わずか
	LPガス機能支障世帯数	約70世帯

※上水道断水人口については犬山市都市整備部水道課の推計による。

## 2 市本庁舎の状況

災害対策本部が設置される市本庁舎は災害対応の拠点となる施設であり、災害時であっても使用できることが重要である。犬山市の本庁舎は平成 21 年の竣工であり、十分な耐震性を有しているところであるが、地域防災計画において第 1 代替施設を市体育館、第 2 代替施設を国際観光センターと指定している。

なお、市体育館、国際観光センターともに避難所に指定しており、特に国際観光センターについては犬山警察署の建物が被災した場合は警察機能の移転先として覚書が交わされているため、代替施設として使用する場合の利用方法については検討が必要である。

この計画において想定する本庁舎の災害の影響については、下記のとおりとする。

### 本庁舎で予想される被害状況

想定項目	予想される被害
建物・執務室	壁面、柱、窓ガラスの破損、亀裂の発生、照明器具の落下、書類・資料の散乱、転倒防止をしていない OA 機器や書棚の転倒・落下
人的被害	転倒による来庁者、職員の負傷 ・軽傷が大半であると想定。
上下水道	3日間停電による影響を受ける。 ・上水道は受水槽の残量まで使用でき、その後は水圧低下により受水槽への供給量は減少するものの使用可能。 ・下水道への自然流下可能な場合は水があれば使用可能。
ガス	供給継続 ・ガス管の漏れがないか確認してからの利用となる。 ・庁内での使用頻度は低い。
電力	3日間供給停止 ・非常用発電装置を使用する必要がある。 ・燃料は A 重油で、72 時間分備蓄している。 ・燃料補給が可能であれば対応時間が延びる。
電話・通信	1 週間輻輳 ※ ・通常の固定電話は 1 週間程度繋がりにくくなる。 ・携帯電話のメールやデータ通信は遅延があるが、利用可能。音声通話は 1 日程度使用できない。

※「輻輳（ふくそう）」：大量の通信が集中することによって、通信が成立しにくくなること。

### 第3章 業務継続に係る人員の確保

#### 1 職員の参集体制

犬山市地域防災計画によって参集体制は下表のとおり定められており、自主参集を原則とする。

配備種別	配備時期	配備内容	配備員	組織体制
非常配備準備体制	○市域に地震災害による被害の発生が予想されるとき。	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため、関係各班の少数をもってあたり、警戒本部会議を開き、災害対策本部、避難所の開設や職員の配備を検討し状況により高度の配備体制に移行できる体制とする。	市民部 地域安全課 経営部 企画広報課 総務課 都市整備部 整備課 土木管理課 健康福祉部 福祉課 教育部 学校教育課 消防本部 予防課	警戒本部設置  原則市役所に本部事務局を置く。
第1次非常配備	○県西部に震度4の地震が発生し、市域に予想されない重大な被害が発生したとき。 ○県西部に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため、本部員会議を開き、災害対策本部、避難所の開設や職員の配備を検討し状況により高度の配備体制に移行できる体制とする。	本部長 副本部長 本部員  課長、補佐及び主査職の半数	災害対策本部設置  市役所に本部事務局を置く。
第2次非常配備	○必要により本部長が当該配備を指令したとき。	関係各班をもってあたり、状況により速やかに災害の発生とともにそのまま直ちに災害活動ができる体制とする。	本部長 副本部長 本部員  課長、補佐及び主査職全員	
第3次非常配備	○市域で大規模な被害が発生し、本部長が当該配備を指令したとき。	各部各班の全員をもってあたり、状況により直ちに全活動ができる体制とする。	本部長以下 職員全員	

## 2 職員参集の前提条件

勤務時間外に大規模災害が発生した場合の職員参集について、以下の条件により想定した。

歩行距離	職員の居住地から勤務場所まで、直線距離ではなく、実際の道路上の距離とする。
歩行速度	時速3kmで移動する。
初動	発災後、出発までに15分を要する。
公共交通機関復旧の影響	歩行距離が20キロを超えるものは3日以内の参集が困難であるとし、公共交通機関が徐々に復旧する4日目以降に参集する。
参集困難者 ※	発災後から一週間は、3割が自身や家族の死傷、救助活動に従事するため参集できないと仮定し、一週間を超えてからは98%が参集する。

※参集困難者の割合は阪神淡路大震災の兵庫県内市町村を参考とした。

## 3 参集人数及び参集率

勤務地までの参集状況を推計したところ、以下のとおりとなった。

配備職員 540人

	～1時間	～3時間	～6時間	～12時間	～1日	～3日	～1週間	1週間～
経営部	8	22	28	29	29	29	31	43
市民部	8	28	35	37	37	37	40	56
健康福祉部	13	39	46	48	48	48	50	71
都市整備部	12	28	37	37	37	37	40	56
経済環境部	6	20	24	25	25	25	27	37
教育部	23	91	113	114	114	114	117	164
出納室	0	2	3	3	3	3	4	5
消防本部	14	50	62	63	63	63	65	91
議会事務局	1	1	2	2	2	2	3	4
監査事務局	1	2	2	2	2	2	2	3
想定参集人数	86	283	352	360	360	360	379	530
参集率	16%	52%	65%	67%	67%	67%	70%	98%

## 第4章 非常時優先業務の選定

### 1 選定方法

本計画の基本方針により、次のとおり非常時優先業務を選定した。

#### (1) 業務継続の優先度が高い通常業務

犬山市事務分掌規則等で定められる各課の業務を所管課において精査し、非常時において優先される通常業務を選定。

#### (2) 災害応急対策業務及び優先度の高い災害復旧業務

犬山市地域防災計画による犬山市災害対策本部の組織体制・分掌事務の業務を所管課において精査し、非常時優先業務として選定。

### 2 選定基準

選定基準は発災後2週間以内に着手するものとし、非常時優先業務等分類表の中で、優先度ランクE以上のものを非常時優先業務として位置づける。

非常時優先業務等分類表

	優先度ランク	業務開始目標時間	業務選定の考え方
非常時優先業務	A	発災後ただちに（3時間以内）に着手する業務	発災後ただちに取り組むべき業務 ・初動態勢の確立、被災状況の把握 ・救助、救急の開始、避難所の開設
	B	発災後24時間以内に着手する業務	発災当日中にしなければならない業務 ・応急活動（救急、救助以外）の開始 ・応急復旧活動の開始
	C	発災後3日以内に着手する業務	生存率が低下する72時間以内に実施すべき業務 ・被災者支援の開始、避難生活支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復
	D	発災後一週間以内に着手する業務	業務資源が確保できず社会的に不安定な期間でも実施しなければならない業務 ・行政窓口機能の回復
	E	発災後2週間以内に着手する業務	復旧、復興業務や通常業務の中で優先的に実施すべき業務 ・復旧、復興に係る業務の本格化 ・行政機能の回復
通常業務	F	発災後2週間以降に着手する業務	業務資源がある程度整った後に実施する業務 ・中長期的な被災者支援 ・その他の行政機能回復、安定化

### 3 選定結果

非常時優先業務を選定したところ、業務数は841業務中423業務となった。

#### 班別非常時優先業務数

※業務の詳細は付属資料、非常時優先業務一覧を参照

災害対策本部 担当班	課	3 時間 以内	一 日 以内	三 日 以内	一 週 間 以内	二 週 間 以内	計
		A	B	C	D	E	
本部班	地域安全課	14	9	3	2	1	29
市民班	市民課	0	16	1	0	0	17
被害調査班	税務課	2	3	2	4	0	11
	収納課						
総務班	総務課	3	11	5	5	12	36
情報提供班	企画広報課	7	6	0	2	0	15
	経営改善課						
情報収集班	情報管理課	0	1	4	1	1	7
監査班	監査事務局	1	0	1	0	0	2
会計班	会計課	0	4	0	5	1	10
議会班	議事課	2	0	0	0	0	2
消防班	消防署	25	13	3	3	0	44
	消防総務課						
	予防課						
福祉班	福祉課	3	6	8	14	3	34
	長寿社会課						
	保険年金課						
衛生班	健康推進課	2	4	3	5	4	18
建築班	都市計画課	3	1	5	2	0	11
土木班	整備課	11	7	2	2	0	22
	土木管理課						
上下水道班	水道課	9	8	13	3	5	38
	下水道課						
環境班	環境課	29	15	6	2	4	56
調達班	産業課	7	1	6	12	0	26
	観光交流課						
教育班	子ども未来課	20	3	7	7	8	45
	学校教育課						
	文化スポーツ課						
	歴史まちづくり課						
合計		138	108	69	69	39	423



## 第5章 業務継続の課題と対応

### 1 職員の配置

今回、検討した841業務のうち、2週間以内に着手すべき非常時優先業務は423業務であり、50%を占めている。特に緊急性を要する3日以内に着手すべき業務は315業務となっており、37%を占めている。

一方、職員参集の推計としては3日目までに全職員の67%が参集する見込みである。しかし、非常時優先業務に位置づけられる業務の規模は被災状況によって大きく変わるため、その業務に要する人員についても不足することが考えられる。

そのため、人員が不足する班（課）については、他の班（課）から応援職員を配置するなど、必要に応じて全庁横断的な調整を行うものとする。また、愛知県や全国市長会を通じた人的支援（他市町村からの職員派遣）についても積極的に活用していく。

### 2 執務環境の確保

本庁舎は十分な耐震性を有しており、机、キャビネットも固定されてはいるものの、建設後に備え付けたロッカーや什器など、固定されていないものは被災時に移動、転倒する可能性がある。

被災後、書類等の散乱を防ぎ、早急に業務に取り掛かることができるよう、また、職員の安全確保の観点から、固定されていない家具は積極的に固定するとともに、高所に荷物や書類を置かないよう徹底する。

### 3 情報機器・システムの保全

#### （1）機器の固定

本庁舎5階のサーバー室内の機器については転倒防止のため固定されているものの、各課において使用しているデスクトップパソコン、ディスプレイやプリンターは固定されていないものがある。

情報機器の故障は業務遂行の大きな障害となるため、全庁的に転倒落下対策を行う。

#### （2）システムの維持とデータのバックアップ

市の情報の根幹である基幹系データは、本庁舎での保管と合わせ、委託業者によって他住所地において外部保管されている。また、システムによってはクラウド化によってセキュリティを高めている。

今後もそれぞれのシステムに合わせて外部保管やクラウド化を進め、データのバックアップを徹底していく。また、災害時のデータ復旧手順について定める。

### 4 電力・燃料の確保

停電対策としては、非常用発電設備により電力が供給され、発電機の燃料であるA重油は72時間分を備蓄している。

非常用発電設備の保守を徹底し、非常時において確実に作動するよう維持していくと

ともに、非常時の燃料供給については協定を締結するなど、継続的に確保できるよう努める。

## 5 通信手段の確保

非常時の連絡手段として、車載型や携帯型の移動局と市役所の間で通信を行う防災行政無線を整備している。

しかし、導入して時間が経っており、現在使用している方式から新方式の通信への移行が決定しているため、適切な防災行政無線を整備するとともに、運用方法について職員に周知していく。

## 6 職員の食料等の確保

現在、職員用の食料・水は備蓄をしていない状況であり、職員に対しては非常時の参集にあたって最低3日分の食料・水を持参するように周知する。しかし、災害が長期化した場合には職員持参の食料・水だけでは不足する可能性がある。

職員には3日分の食料・水を準備するよう周知するとともに、職員用の備蓄についても検討していくこととする。

## 7 協定の推進

大規模災害発生時には多様な資機材、人材が必要となり、食料・水、資機材は備蓄だけでは不足することが考えられ、職員派遣を含めて多様な支援を受けるため、地方自治体との協定や民間団体との協定を推進しているところである。

今後も不足する資源を補完するため、幅広い分野における協定を推進するとともに、連絡体制の確立・確認を行い、被災時に迅速に効果を発揮するよう体制を整えていく。

## 第6章 今後の取組み

### 1 対策班（課）のマニュアル整備

この計画では非常時優先業務を選定しているが、その業務を少ない人員、限られた資源で、誰もが効率的に遂行するため、非常時優先業務に位置づけた業務については、業務手順についてマニュアルを作成する。

また、そのマニュアルによって実際に業務を実施するなど訓練を行い、継続的に見直すことで実効性を高めていく。

### 2 計画の周知と改善

大規模災害時に本計画が有効に機能するためには、職員全員がその目的や役割を正しく理解し、個々の職務を果たしていかなければならない。そのため、定期的に研修を行うなど、計画内容の周知徹底を図っていく。

また、人事異動や組織改編、犬山市地域防災計画の見直しに合わせて参集体制や非常時優先業務を見直すとともに、国や県の発表する最新の被害想定を参照しながら計画を改善していく。

### 3 日常の備え

#### （1）家庭内での防災対策

発災後、迅速に参集するためには、まずは職員とその家族が安全を確保するとともに、家族がある程度の期間の生活を送ることができる状態とすることが重要である。そのため、日頃から家具の固定を行い、自宅における食料備蓄を進めるなど、家庭の防災力向上を図るものとする。

また、家族間で安否確認ができるよう、平常時から災害時伝言ダイヤル等の利用方法について確認し、安心して登庁し職務に専念できるよう備えることとする。

#### （2）自席 PC データの管理

発災時に自席のパソコンが損傷した場合に電子データを損失しないため、各職員のパソコンで使用するデータは、日頃からファイルサーバに保存することになっている。地震発生時においても円滑にデータを利用できるように、通常の業務で使用するデータについてもファイルサーバを利用するなど、管理を徹底する。



\*\*\* 付属資料 \*\*\*

犬山市業務継続計画  
非常時優先業務一覧

\*\*\* \*\* \*\*

次ページからの非常時優先業務は犬山市事務分掌規則等で定められる各課の業務と犬山市地域防災計画に位置づけられた各班の分掌事務の業務を元に、各課（班）において非常時において優先される業務を精査・選定したものである。

選定基準等詳細は本文 11 ページ、「第 4 章 非常時優先業務の選定」を参照のこと。

本部班（市民部地域安全課）

業務名	担当課	業務種別	3時間以内	一日以内	三日以内	一週間以内	二週間以内	二週間以降
			A	B	C	D	E	F
市民活動の支援に関すること。	地域安全	通常						
コミュニティに関すること。	地域安全	通常						
楽田ふれあいセンターの管理運営に関すること。	地域安全	通常						
まちづくり拠点施設の管理運営に関すること。	地域安全	通常						
男女共同参画の調整に関すること。	地域安全	通常						
町内会に関すること。	地域安全	通常						
災害対策本部に関すること。	地域安全	通常						
防災訓練に関すること。	地域安全	通常						
Jアラートの管理に関すること。	地域安全	通常						
エムネットの管理に関すること。	地域安全	通常						
防災資機材・備蓄食料の管理に関すること。	地域安全	通常						
防災倉庫の管理に関すること。	地域安全	通常						
防災会議の運営に関すること。	地域安全	通常						
国庫・県費補助金の申請に関すること。	地域安全	通常						
犬山市安心情報メールの運用に関すること。	地域安全	通常						
防災関係団体の育成及び指導に関すること。	地域安全	通常						
防災行政無線の管理に関すること。	地域安全	通常						
災害時相互応援協定等に関すること。	地域安全	通常						
防犯対策に関すること。	地域安全	通常						
交通安全運動の推進に関すること。	地域安全	通常						
交通安全対策に関すること。	地域安全	通常						
交通災害及び犯罪被害見舞金に関すること。	地域安全	通常						
コミュニティバスの運行に関すること。	地域安全	通常						
災害対策本部の設置、廃止及び庶務に関すること。		応急復旧						
本部員会議に関すること。		応急復旧						
災害応急対策活動方針の決定及び調整に関すること。		応急復旧						
災害情報の収集並びに報告に関すること。		応急復旧						
避難勧告、指示等に関すること。		応急復旧						
各部との連絡調整及び活動状況の取りまとめに関すること。		応急復旧						
自衛隊派遣要請に関すること。		応急復旧						
災害救助法の適用の対応に関すること。		応急復旧						
防災関係団体との連絡調整に関すること。		応急復旧						
国、県、関係協力機関等との連絡調整に関すること。		応急復旧						
他市町への応援要請及び連絡調整に関すること。		応急復旧						
高度情報通信ネットワークの運用に関すること。		応急復旧						
防災行政無線の開局及び運用に関すること。		応急復旧						
激甚災害に関すること。		応急復旧						
交通規制に関すること。		応急復旧						
公共交通機関の運行状況の確認に関すること。		応急復旧						
警察署等との連絡調整に関すること。		応急復旧						

コミュニティバス運行事業者の被害状況の把握		応急復旧						
コミュニティバス臨時運行の実施・検討に関すること。		応急復旧						
所管施設の被害状況の確認に関すること。		応急復旧						
ボランティアとの連絡及び調整の協力に関すること。		応急復旧						
業務数 計			14	9	3	2	1	15

市民班（市民部市民課）

業務名	担当課	業務種別	3時間以内	一日以内	三日以内	一週間以内	二週間以内	二週間以降
			A	B	C	D	E	F
庁舎案内及び総合窓口に関すること。	市民	通常						
戸籍法(昭和22年法律第224号)、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)に関すること。	市民	通常						
印鑑の登録及び証明に関すること。	市民	通常						
住民情報及び模写電送装置の管理運営に関すること。	市民	通常						
犯罪者名簿の管理に関すること。	市民	通常						
成年被後見人及び被保佐人に関すること。	市民	通常						
人口動態及び人口動向調査に関すること。	市民	通常						
人権擁護委員に関すること。	市民	通常						
中長期在留者及び特別永住者に関すること。	市民	通常						
自動車の臨時運行許可に関すること。	市民	通常						
埋火葬の許可に関すること。	市民	通常						
住民異動に伴う関係機関及び関係部門との連絡調整に関すること。	市民	通常						
出張所に関すること。	市民	通常						
避難者名簿の取りまとめに関すること。		応急復旧						
被災者の安否問い合わせに関すること。		応急復旧						
被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること。		応急復旧						
埋火葬の許可に関すること。		応急復旧						
その他市民との対応に関すること。		応急復旧						
(出張所)								
地域内の応急対策に関すること。		応急復旧						
災害対策本部との連絡に関すること。		応急復旧						
各種情報の収集に関すること。		応急復旧						
地域住民からの対応等に関すること。		応急復旧						
業務数 計			0	16	1	0	0	5



被害調査班（市民部税務課・収納課）

業務名	担当課	業務種別	3時間以内	一日以内	三日以内	一週間以内	二週間以内	二週間以降
			A	B	C	D	E	F
税制の企画調査に関すること。	税務	通常						
税務事務の連絡調整に関すること。	税務	通常						
税務諸証明に関すること。	税務	通常						
個人市民税(県民税)の賦課に関すること。	税務	通常						
法人市民税に関すること。	税務	通常						
固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。	税務	通常						
国有資産等所在市町村交付金に関すること。	税務	通常						
軽自動車税の賦課に関すること。	税務	通常						
市たばこ税に関すること。	税務	通常						
鉱産税に関すること。	税務	通常						
特別土地保有税の賦課に関すること。	税務	通常						
入湯税に関すること。	税務	通常						
災害に伴う市税の減免に関すること。	税務	通常						
市税等の徴収に関すること。	収納	通常						
督促及び滞納処分に関すること。	収納	通常						
市税等の徴収嘱託及び受託に関すること。	収納	通常						
市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。	収納	通常						
市税等の預金口座振替に関すること。	収納	通常						
納税証明に関すること。	収納	通常						
市税等の収納管理に関すること。	収納	通常						
人的及び家屋的被害の調査確認に関すること。		応急復旧						
被害届に関すること。		応急復旧						
民間建物被害調査及び調査資料の整理に関すること。		応急復旧						
被害調査に関する町会長等自治組織に関すること。		応急復旧						
その他調査に関すること。		応急復旧						
業務数 計			2	3	2	4	0	14

総務班（経営部総務課）

業務名	担当課	業務種別	3時間以内	一日以内	三日以内	一週間以内	二週間以内	二週間以降
			A	B	C	D	E	F
市例規の編さん及び審査に関する事。	総務	通常						
公告式に関する事。	総務	通常						
議会の招集及び議案提出並びに議決等の処理に関する事。	総務	通常						
情報公開及び個人情報保護に関する事。	総務	通常						
訴訟及び審査請求に関する事。	総務	通常						
公印の保管に関する事。	総務	通常						
文書及び金券の收受発送に関する事。	総務	通常						
文書の浄書及び整理保存に関する事。	総務	通常						
庁内の取締り及び各課の連絡に関する事。	総務	通常						
漂流物に関する事。	総務	通常						
宿日直に関する事。	総務	通常						
選挙管理委員会に関する事。	総務	通常						
選挙の管理執行に関する事。	総務	通常						
選挙の啓発に関する事。	総務	通常						
最高裁判所裁判官の国民審査に関する事。	総務	通常						
直接請求に関する事。	総務	通常						
公平委員会に関する事。	総務	通常						
固定資産評価審査委員会に関する事。	総務	通常						
市有財産の災害共済に関する事。	総務	通常						
庁内電話に関する事。	総務	通常						
庁用自動車の管理に関する事。	総務	通常						
庁用物品の購入に関する事。	総務	通常						
物品の出納及び保管に関する事。	総務	通常						
物品の記録管理に関する事。	総務	通常						
職員の任免、給与及び服務に関する事。	総務	通常						
人事評価に関する事。	総務	通常						
職員の退職金に関する事。	総務	通常						
源泉徴収事務に関する事。	総務	通常						
職員団体に関する事。	総務	通常						
職員の共済組合に関する事。	総務	通常						
職員の研修及び教養に関する事。	総務	通常						
職員の公務災害に関する事。	総務	通常						
職員の健康管理に関する事。	総務	通常						
職員の福利厚生に関する事。	総務	通常						
統計調査に関する事。	総務	通常						
統計書等の編さんに関する事。	総務	通常						
その他の部等に属さない事。	総務	通常						
災害に関する物品の購入並びに契約に関する事。		応急復旧						
災害用電話等の確保に関する事。		応急復旧						

車両等の整備及び配分に関すること。		応急復旧						
車両及び応急災害用資機材の借上に関すること。		応急復旧						
市有財産の被害調査の取りまとめに関すること。		応急復旧						
労働者の雇用に関すること。		応急復旧						
職員等の動員及び調整に関すること。		応急復旧						
職員の公務災害に関すること。		応急復旧						
地方公共団体との職員の派遣要請手続きに関すること。		応急復旧						
職員の給食及び衛生管理に関すること。		応急復旧						
業務数 計			3	11	5	5	12	11

情報提供班（経営部企画広報課・経営改善課）

業務名	担当課	業務種別	3時間以内	一日以内	三日以内	一週間以内	二週間以内	二週間以降
			A	B	C	D	E	F
儀式及び交際に関する事。	企画広報	通常						
秘書に関する事。	企画広報	通常						
ほう償及び表彰に関する事。	企画広報	通常						
市長会に関する事。	企画広報	通常						
渉外に関する事。	企画広報	通常						
市政の啓発及び宣伝に関する事。	企画広報	通常						
報道機関との連絡に関する事。	企画広報	通常						
広報及び市勢要覧の編集発行に関する事。	企画広報	通常						
広聴に関する事。	企画広報	通常						
市民の各種相談及び陳情に関する事。	企画広報	通常						
行政相談に関する事。	企画広報	通常						
総合企画調整に関する事。	企画広報	通常						
総合計画に関する事。	企画広報	通常						
広域行政に関する事。	企画広報	通常						
地方分権に関する事。	企画広報	通常						
産学官連携に関する事。	企画広報	通常						
特命事項の調査及び研究に関する事。	企画広報	通常						
平和行政に関する事。	企画広報	通常						
土地利用計画に関する事。	企画広報	通常						
国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に関する事。	企画広報	通常						
公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に関する事。	企画広報	通常						
地価公示法(昭和44年法律第49号)に関する事。	企画広報	通常						
施設誘致に関する事。	企画広報	通常						
構造改革特区及び地域再生に関する事。	企画広報	通常						
まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に関する事。	企画広報	通常						
予算の編成及び執行管理に関する事。	経営改善	通常						
地方交付税、地方譲与税等に関する事。	経営改善	通常						
利子割交付金その他の交付金に関する事。	経営改善	通常						
市債及び一時借入金に関する事。	経営改善	通常						
寄附金に関する事。	経営改善	通常						
財政状況の公表に関する事。	経営改善	通常						
新公会計制度に関する事。	経営改善	通常						
決算統計に関する事。	経営改善	通常						
公共施設のファシリティマネジメントに関する事。	経営改善	通常						
土地開発公社に関する事。	経営改善	通常						
市財政全般の連絡調整に関する事。	経営改善	通常						
事務の改善研究に関する事。	経営改善	通常						
入札参加資格申請及び指名審査委員会に関する事。	経営改善	通常						
建設工事の契約に関する事。	経営改善	通常						

建設工事に係る設計図書の審査及び工事の検査に関する こと。	経営改善	通常						
普通財産の管理及び処分に関する こと。	経営改善	通常						
財産台帳及び財産表に関する こと。	経営改善	通常						
その他財政に関する こと。	経営改善	通常						
市民への情報提供(巡回広報を含む)に関する こと。		応急復旧						
市民の被害通報、相談、要望等の対応に関する こと。		応急復旧						
臨時相談窓口の設置に関する こと。		応急復旧						
報道機関との連絡調整及び災害広報に関する こと。		応急復旧						
避難勧告、指示等の広報に関する こと。		応急復旧						
災害等に関する写真等による記録に関する こと。		応急復旧						
総合的な復旧、復興計画の取りまとめに関する こと。		応急復旧						
国、県への陳情要望に関する こと。		応急復旧						
概況調査に関する こと。		応急復旧						
被害救助費関係資料の作成及び報告に関する こと。		応急復旧						
災害応急対策に係る財政措置に関する こと。		応急復旧						
災害復興計画等の企画立案に関する こと。		応急復旧						
その他広報に関する こと。		応急復旧						
業務数 計			7	6	0	2	0	41

情報収集班（経営部情報管理課）

業務名	担当課	業務種別	3時間以内	一日以内	三日以内	一週間以内	二週間以内	二週間以降
			A	B	C	D	E	F
電子計算組織の利用計画及び管理に関すること。	情報管理	通常						
電子計算機処理業務の開発に関すること。	情報管理	通常						
電子計算機の操作等事務処理に関すること。	情報管理	通常						
基幹系システムの運用・保守に関すること。 ※住民記録・税・福祉など	情報管理	通常						
情報系システムの運用・保守に関すること。 ※人給・財務・インターネット・メールなど	情報管理	通常						
データの保護及び管理に関すること。	情報管理	通常						
情報化に関すること。	情報管理	通常						
災害情報の収集に関すること。		応急復旧						
災害対策実施状況の整理に関すること。		応急復旧						
避難住民安否確認等データに関すること。		応急復旧						
災害に伴う各種データに関すること。		応急復旧						
業務数 計			0	1	4	1	1	4

監査班（監査事務局）

業務名	担当課	業務種別	3時間以内	一日以内	三日以内	一週間以内	二週間以内	二週間以降
			A	B	C	D	E	F
監査委員に関すること。	監査	通常						
監査、出納検査及び決算審査の実施並びに報告、公表に関すること。	監査	通常						
公印の管守に関すること。	監査	通常						
文書の收受、発送、編集、保存及び廃棄に関すること。	監査	通常						
その他監査事務に関すること。	監査	通常						
罹災者証明及び罹災証明に関すること。		応急復旧						
人的及び家屋被害の調査の協力に関すること。		応急復旧						
業務数 計			1	0	1	0	0	5

会計班（出納室会計課）

業務名	担当課	業務種別	3時間以内	一日以内	三日以内	一週間以内	二週間以内	二週間以降
			A	B	C	D	E	F
支出負担行為の確認に関する事。	会計	通常						
収入命令及び支出命令の審査に関する事。	会計	通常						
現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。	会計	通常						
指定金融機関等に関する事。	会計	通常						
決算の調製に関する事。	会計	通常						
現金及び財産の記録及び管理に関する事。	会計	通常						
証拠書類の整理及び保管に関する事。	会計	通常						
見舞金品及び義援金品の出納に関する事。		応急復旧						
災害応急関係経費の支払いに関する事。		応急復旧						
その他、経費の支払いに関する事。		応急復旧						
業務数 計			0	4	0	5	1	0



議会班（議会事務局議事課）

業務名	担当課	業務種別	3時間以内	一日以内	三日以内	一週間以内	二週間以内	二週間以降
			A	B	C	D	E	F
議員の身分に関すること。	議事	通常						
議員のほう賞及び表彰に関すること。	議事	通常						
儀式、交際及び接遇に関すること。	議事	通常						
議員の議員報酬及び費用弁償に関すること。	議事	通常						
議員提出議案、請願、陳情、意見書等に関すること。	議事	通常						
本会議、委員会及び協議会に関すること。	議事	通常						
議会に関する条例及び規程の立案に関すること。	議事	通常						
議決及び決裁事項の処理に関すること。	議事	通常						
議長会等に関すること。	議事	通常						
議会先例、その他各種調査資料の収集に関すること。	議事	通常						
議決証明等に関すること。	議事	通常						
公印の管守に関すること。	議事	通常						
議会の傍聴に関すること。	議事	通常						
公聴会に関すること。	議事	通常						
会議録の調整に関すること。	議事	通常						
議会報に関すること。	議事	通常						
文書の收受、発送及び整理保存に関すること。	議事	通常						
職員の人事、服務及び給与に関すること。	議事	通常						
議場の取締りに関すること。	議事	通常						
議会図書室に関すること。	議事	通常						
公用車の管理に関すること。	議事	通常						
その他事務局に関すること。	議事	通常						
市議会議員等との連絡に関すること。		応急復旧						
災害対策支援本部に関すること。		応急復旧						
業務数 計			2	0	0	0	0	22

消防班（消防本部消防署・消防総務課・予防課）

業務名	担当課	業務種別	3時間以内	一日以内	三日以内	一週間以内	二週間以内	二週間以降
			A	B	C	D	E	F
部隊指揮及び諸情報の収集に関する事。	消防署	通常						
消防水利の管理保全に関する事。	消防署	通常						
消防対象物の査察指導に関する事。	消防署	通常						
自衛消防組織及び防災関係団体等の指導及び育成に関する事。	消防署	通常						
消防相互応援の実施に関する事。	消防署	通常						
火災の予防に関する事。	消防署	通常						
火災の原因及び損害調査に関する事。	消防署	通常						
応急救護の指導に関する事。	消防署	通常						
救急医療情報に関する事。	消防署	通常						
消防燃料に関する事。	消防署	通常						
消防等機械器具の管理保全に関する事。	消防署	通常						
受付通信業務に関する事。	消防署	通常						
防災行政無線の運用に関する事。	消防署	通常						
火災警報の発令及び解除に関する事。	消防署	通常						
消防統計に関する事。	消防署	通常						
署内の庶務に関する事。	消防署	通常						
その他警防に関する事。	消防署	通常						
消防水利の調査点検に関する事。(出張所)	消防署	通常						
消防対象物の査察指導に関する事。(出張所)	消防署	通常						
自衛消防組織及び防災関係団体等の指導及び育成に関する事。(出張所)	消防署	通常						
消防相互応援の実施に関する事。(出張所)	消防署	通常						
火災の予防に関する事。(出張所)	消防署	通常						
火災の原因及び損害調査に関する事。(出張所)	消防署	通常						
応急救護の指導に関する事。(出張所)	消防署	通常						
消防等機械器具の点検整備に関する事。(出張所)	消防署	通常						
その他警防に関する事。(出張所)	消防署	通常						
公印の保管に関する事。	消防総務	通常						
文書の收受、発送及び保存に関する事。	消防総務	通常						
例規の改廃に関する事。	消防総務	通常						
人事及び組織に関する事。	消防総務	通常						
予算及び経理に関する事。	消防総務	通常						
福利及び厚生に関する事。	消防総務	通常						
消防団に関する事。	消防総務	通常						
公有財産の管理保全に関する事。	消防総務	通常						
公務災害補償に関する事。	消防総務	通常						
表彰に関する事。	消防総務	通常						
消防統計及び広報に関する事。	消防総務	通常						
消防施設の整備に関する事。	消防総務	通常						
消防職員委員会に関する事。	消防総務	通常						

部隊指揮支援及び運用に関すること。	消防総務	通常						
消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること。	消防総務	通常						
消防相互応援協定に関すること。	消防総務	通常						
消防関係団体の育成に関すること。	消防総務	通常						
消防水利の整備に関すること。	消防総務	通常						
開発及び建築等の事前指導に関すること。	消防総務	通常						
通信共同運用に関すること。	消防総務	通常						
その他の課に属さないこと。	消防総務	通常						
火災予防に関すること。	予防	通常						
防火対象物の査察指導に関すること。	予防	通常						
建築物の同意に関すること。	予防	通常						
消防用設備等の検査に関すること。	予防	通常						
火災の原因及び損害調査に関すること。	予防	常・応急復旧						
防火関係団体の育成指導に関すること。	予防	通常						
危険物の規制に関すること。	予防	通常						
危険物製造所等の許認可に関すること。	予防	通常						
危険物製造所等の査察、指導に関すること。	予防	通常						
危険物の取扱い指導に関すること。	予防	通常						
液化石油ガス等の指導に関すること。	予防	通常						
危険物関係団体の育成指導に関すること。	予防	通常						
火薬類(煙火に限る。)の消費許可等に関すること。	予防	通常						
消防防災に関すること。	予防	通常						
気象及び地震等の情報の収集に関すること。		応急復旧						
人命検索、救出及び救助に関すること。		応急復旧						
火災防御及び救助活動に関すること。		応急復旧						
救急業務に関すること。		応急復旧						
消防団活動との連携に関すること。		応急復旧						
消防活動状況の把握及び記録に関すること。		応急復旧						
災害情報の収集及び連絡に関すること。		応急復旧						
尾張中北消防指令センターとの連携に関すること。		応急復旧						
被害状況の把握及び記録集計に関すること。		応急復旧						
関係機関との連絡調整に関すること。		応急復旧						
広域消防応援受け入れ及び調整に関すること。		応急復旧						
避難勧告・指示等の広報及び誘導に関すること。		応急復旧						
消防防災に関すること。		応急復旧						
職員・団員の安否確認に関すること。		応急復旧						
活動上必要な資機材及び燃料の調達に関すること。		応急復旧						
職員・団員の災害用食料等の調達に関すること。		応急復旧						
その他消防に関すること。		応急復旧						
業務数 計			25	13	3	3	0	34

福祉班（健康福祉部福祉課・長寿社会課・保険年金課）

業務名	担当課	業務種別	3時間以内	一日以内	三日以内	一週間以内	二週間以内	二週間以降
			A	B	C	D	E	F
生活保護に関すること。	福祉	通常						
生活困窮者自立支援制度に関すること。	福祉	通常						
行旅病人及び行旅死亡人に関すること。	福祉	通常						
民生委員及び児童委員に関すること。	福祉	通常						
中国残留邦人に関すること。	福祉	通常						
同和対策に関すること。	福祉	通常						
福祉会館に関すること。	福祉	通常						
福祉バスに関すること。	福祉	通常						
社会福祉協議会に関すること。	福祉	通常						
日本赤十字社に関すること。	福祉	通常						
保護司会に関すること。	福祉	通常						
戦没者遺族援護に関すること。	福祉	通常						
福祉ボランティアに関すること。	福祉	通常						
福祉人材養成に関すること。	福祉	通常						
福祉基金に関すること。	福祉	通常						
福祉関係団体に関すること。	福祉	通常						
身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者の障害福祉に関すること。	福祉	通常						
障害者自立支援給付に関すること。	福祉	通常						
身体障害者活動センターに関すること。	福祉	通常						
心身障害者更生施設に関すること。	福祉	通常						
障害者関係手当に関すること。	福祉	通常						
戦傷病者に関すること。	福祉	通常						
社会福祉法人に関すること。	福祉	通常						
その他健康福祉部の各課に属さないこと。	福祉	通常						
高齢者福祉に関すること。	長寿社会	通常						
老人福祉施設等に関すること。	長寿社会	通常						
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関すること。	長寿社会	通常						
敬老事業に関すること。	長寿社会	通常						
老人クラブに関すること。	長寿社会	通常						
シルバー人材センターに関すること。	長寿社会	通常						
高齢者関係諸団体に関すること。	長寿社会	通常						
地域包括支援センターに関すること。	長寿社会	通常						
介護保険料に関すること。	長寿社会	通常						
介護保険の給付に関すること。	長寿社会	通常						
要支援認定及び要介護認定に関すること。	長寿社会	通常						
介護認定審査会に関すること。	長寿社会	通常						
地域密着型サービス事業者の指定に関すること。	長寿社会	通常						
その他介護保険事業に関すること。	長寿社会	通常						

国民健康保険税に関すること。	保険年金	通常							
国民健康保険の資格に関すること。	保険年金	通常							
国民健康保険の給付に関すること。	保険年金	通常							
国民健康保険運営協議会に関すること。	保険年金	通常							
国民健康保険被保険者の保健事業に関すること。	保険年金	通常							
その他国民健康保険事業に関すること。	保険年金	通常							
国民年金関係の届出及び申請の受付進達に関すること。	保険年金	通常							
後期高齢者医療に関すること。	保険年金	通常							
後期高齢者福祉医療に関すること。	保険年金	通常							
子ども医療に関すること。	保険年金	通常							
障害者医療に関すること。	保険年金	通常							
母子父子家庭医療に関すること。	保険年金	通常							
精神障害者医療に関すること。	保険年金	通常							
未熟児養育医療に関すること。	保険年金	通常							
避難所収容者の把握に関すること。		応急復旧							
避難所の開設に関すること。		応急復旧							
日赤その他福祉関係団体との連絡調整に関すること。		応急復旧							
要配慮者(高齢者、外国人、障害者)に関すること。		応急復旧							
身体障害者及び知的障害者の援護に関すること。		応急復旧							
食料及び物資の分類及び供給に関すること。		応急復旧							
炊出しの連絡調整、食材の調達及び供給に関すること。		応急復旧							
ボランティアとの連絡及び調整に関すること。		応急復旧							
その他被災者の福祉に関すること。		応急復旧							
災害弔慰金に関すること。		応急復旧							
救援金及び見舞金の配分に関すること。		応急復旧							
被災者再建支援法に関すること。		応急復旧							
生業就職資金の貸し付けに関すること。		応急復旧							
援助物資(主食及び副食)、義援物資の輸送に関すること。		応急復旧							
その他物資の調達及び供給に関すること。		応急復旧							
業務数 計			3	6	8	14	3	33	

衛生班（健康福祉部健康推進課）

業務名	担当課	業務種別	3時間以内	一日以内	三日以内	一週間以内	二週間以内	二週間以降
			A	B	C	D	E	F
保健センターの管理運営に関する事。	健康推進	通常						
予防接種に関する事。	健康推進	通常						
感染症予防に関する事。	健康推進	通常						
地域医療に関する事。	健康推進	通常						
畜犬登録及び狂犬病予防に関する事。	健康推進	通常						
休日急病診療所に関する事。	健康推進	通常						
墓地に関する事。	健康推進	通常						
母子保健に関する事。	健康推進	通常						
成人保健に関する事。	健康推進	通常						
結核予防に関する事。	健康推進	通常						
精神障害者及び難病患者の知識の普及及び啓発に関する事。	健康推進	通常						
訪問看護ステーションの管理に関する事。	健康推進	通常						
市民健康館の管理運営に関する事。	健康推進	通常						
専用水道及び簡易専用水道に関する事。	健康推進	通常						
飲用井戸等衛生対策要領(昭和62年1月29日付け衛水第12号厚生省生活衛生局長通知)に基づく対象施設に関する事。	健康推進	通常						
その他健康づくり事業に関する事。	健康推進	通常						
医師会等医療関係機関との連絡に関する事。		応急復旧						
医療ボランティアの受け入れ及び調整に関する事。		応急復旧						
被災者の保健指導及び相談に関する事。		応急復旧						
救護所の開設に関する事。		応急復旧						
救急医薬品及び衛生材料の備蓄、調達及び供給に関する事。		応急復旧						
災害時の防疫その他衛生対策に関する事。		応急復旧						
ねずみ族、昆虫等の駆除に関する事。		応急復旧						
その他保健医療に関する事。		応急復旧						
業務数 計			2	4	3	5	4	6

建築班（都市整備部都市計画課）

業務名	担当課	業務種別	3時間以内	一日以内	三日以内	一週間以内	二週間以内	二週間以降
			A	B	C	D	E	F
都市計画の決定、変更等に関する事。	都市計画	通常						
都市計画制限に関する事。	都市計画	通常						
市街地再開発事業に関する事。	都市計画	通常						
公共基準点(街区基準点)の保全及び管理に関する事。	都市計画	通常						
駐車場法(昭和32年法律第106号)に基づく届出駐車場に関する事。	都市計画	通常						
主要地方道多治見犬山線整備促進期成同盟会に関する事。	都市計画	通常						
用途地域証明に関する事。	都市計画	通常						
まちづくり構想の総合調整に関する事。	都市計画	通常						
地区まちづくり組織の連携及び支援に関する事。	都市計画	通常						
建築確認申請の建築指導に関する事。	都市計画	通常						
開発許可申請の開発指導に関する事。	都市計画	通常						
地区計画内における建築の届出に関する事。	都市計画	通常						
建設工事に係る資材の再資源化の届出に関する事。	都市計画	通常						
優良宅地及び優良住宅の認定に関する事。	都市計画	通常						
建築物の耐震化に関する事。	都市計画	通常						
景観に関する事。	都市計画	通常						
空き家対策に関する事。	都市計画	通常						
市営住宅の管理及び営繕に関する事。	都市計画	通常						
防災公園街区整備事業に関する事。	都市計画	通常						
その他都市計画事業及び建築事業に関する事。	都市計画	通常						
避難所等の応急危険度判定に関する事。		応急復旧						
避難所等のインフラ設備に関する事。		応急復旧						
震災復興都市計画に関する事。		応急復旧						
応急仮設住宅の設置及び維持管理に関する事。		応急復旧						
応急仮設住宅の入居及び退去に関する事。		応急復旧						
倒壊家屋対策に関する事。		応急復旧						
建物応急危険度判定に関する事。		応急復旧						
民間住宅の応急修理に関する事。		応急復旧						
被災者住宅資金の災害貸付事務に関する事。		応急復旧						
災害初期の調査及び災害応急復旧に関する事。		応急復旧						
業務数 計			3	1	5	2	0	19

土木班（都市整備部整備課・土木管理課）

業務名	担当課	業務種別	3時間以内	一日以内	三日以内	一週間以内	二週間以内	二週間以降
			A	B	C	D	E	F
都市計画道路の設計及び工事に関する事。	整備	通常						
都市計画道路の用地取得に関する事。	整備	通常						
都市公園、都市緑地及び緑化事業の設計及び工事に関する事。	整備	通常						
都市公園及び都市緑地の用地取得に関する事。	整備	通常						
土地区画整理事業の実施に関する事。	整備	通常						
地区計画の実施に関する事。	整備	通常						
住環境整備等まちづくりに関する事。	整備	通常						
市道等の新設及び改良の設計並びに工事に関する事。	整備	通常						
市道等の用地取得に関する事。	整備	通常						
市街化区域内農地等の整備促進(道路新設)に関する事。	整備	通常						
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に関する事。	整備	通常						
砂防法(明治30年法律第29号)に関する事。	整備	通常						
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に関する事。	整備	通常						
アメニティ協会に関する事。	整備	通常						
市道及び河川の桜並木の維持管理に関する事。	整備	通常						
総合治水事業の実施に関する事。	整備	通常						
治山に関する事。	整備	通常						
準用河川、法定外河川、排水路、都市下水路、農業用水路、ため池及び雨水調整池の整備に関する事。	整備	通常						
土地改良事業の実施指導に関する事。	整備	通常						
雨水に係る下水道建設における測量実施計画に関する事。	整備	通常						
雨水に係る公共下水道建設工事における設計及び管理監督に関する事。	整備	通常						
市道の認定及び廃止に関する事。	土木管理	通常						
道路の占用許可及び承認工事並びに占用承認工事並びに境界に関する事。	土木管理	通常						
道路及び橋梁の台帳に関する事。	土木管理	通常						
道路、橋梁、犬山駅前広場、楽田駅東広場及び犬山駅東西連絡橋の維持管理及び工事に関する事。	土木管理	通常						
法定外公共物(道路)に関する事。	土木管理	通常						
採石法(昭和25年法律第291号)及び砂利採取法(昭和43年法律第74号)に関する事。	土木管理	通常						
土木常設員に関する事。	土木管理	通常						
街路灯の新設、修繕に関する事。	土木管理	通常						
道路等の雪氷対策に関する事。	土木管理	通常						
土地改良施設等の維持管理に関する事。	土木管理	通常						
ビオトープの施設等の維持管理に関する事。	土木管理	通常						
準用河川の認定及び廃止に関する事。	土木管理	通常						



準用河川、法定外河川、排水路、都市下水路、農業用水路、ため池及び雨水調整池の占用及び目的外使用並びに境界に関すること。	土木管理	通常							
準用河川、都市下水路に関すること。	土木管理	通常							
準用河川、法定外河川、排水路、都市下水路、農業用水路、ため池及び雨水調整池の維持管理に関すること。	土木管理	通常							
法定外公共物(用排水路及びため池)に関すること。	土木管理	通常							
河川法(昭和39年法律第167号)及び特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)に関すること。	土木管理	通常							
水路の台帳に関すること。	土木管理	通常							
ため池の台帳に関すること。	土木管理	通常							
雨水に係る公共下水道の維持管理に関すること。	土木管理	通常							
林道の維持管理に関すること。	土木管理	通常							
林道の台帳に関すること。	土木管理	通常							
都市公園、緑地等の維持管理に関すること。	土木管理	通常							
児童遊園及びちびっこ広場の維持管理に関すること。	土木管理	通常							
公園、緑地等の占用及び目的外使用並びに境界に関すること。	土木管理	通常							
公園、緑地等の台帳に関すること。	土木管理	通常							
公園、緑地等の維持工事に関すること。	土木管理	通常							
復旧計画の調整に関すること。		応急復旧							
道路、橋梁等の災害復旧に係る調査、復旧に関すること。		応急復旧							
土木建築業者との連絡調整に関すること。		応急復旧							
道路、橋梁等の被害状況の収集に関すること。		応急復旧							
避難誘導及び勧告に関すること。		応急復旧							
人命検索、救出及び救助に関すること。		応急復旧							
瓦礫処理に関すること。		応急復旧							
所管工事現場の災害防止に関すること。		応急復旧							
危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関すること。		応急復旧							
道路障害物の除去等、緊急輸送道路の確保に関すること。		応急復旧							
急傾斜地等の山地災害復旧に係る調査、工事に関すること。		応急復旧							
急傾斜地等の山地災害状況の収集に関すること。		応急復旧							
二次災害の防止に関すること。		応急復旧							
広域応援の受け入れ及び連絡調整に関すること。		応急復旧							
土地改良施設の災害復旧に係る調査、工事に関すること。		応急復旧							
土地改良施設の被害状況の収集に関すること。		応急復旧							
都市公園及び都市緑地(避難及び応急活動用地等)の確保に関すること。		応急復旧							
駅前広場の被害調査及び応急復旧に関すること。		応急復旧							
河川の災害復旧に係る調査、工事に関すること。		応急復旧							
河川の被害状況の収集に関すること。		応急復旧							
治山及び森林に関すること。		応急復旧							
その他公共土木施設の被害調査及び応急復旧に関すること。		応急復旧							
業務数 計			11	7	2	2	0		48

上・下水道班（都市整備部水道課・下水道課）

業務名	担当課	業務種別	3時間以内	一日以内	三日以内	一週間以内	二週間以内	二週間以降
			A	B	C	D	E	F
業務の企画及び総合調整に関すること。	水道	通常						
公印の管守に関すること。	水道	通常						
例規の改廃に関すること。	水道	通常						
文書及び金券の收受、発送、整理保存等に関すること。	水道	通常						
予算の編成に関すること。	水道	通常						
(通常の)工事の入札及び契約に関すること。	水道	通常						
業務状況の公表及び事業報告に関すること。	水道	通常						
企業債の申請に関すること。	水道	通常						
財産の取得及び処分に関すること。	水道	通常						
(通常の)広報、諸調査及び業務統計に関すること。	水道	通常						
指定工事店等の認可に関すること。	水道	通常						
支出の認証に関すること。	水道	通常						
決算及び財政計画に関すること。	水道	通常						
財産の管理に関すること。	水道	通常						
試算表及び財務諸表の作成に関すること。	水道	通常						
水道事業収入の調定及び徴収に関すること。	水道	通常						
水道使用量の検量及び認定に関すること。	水道	通常						
徴収簿の消込み及び保管に関すること。	水道	通常						
給水装置の諸届出書の受理に関すること。	水道	通常						
給水装置の使用開始及び中止に関すること。	水道	通常						
給水台帳及び量水器台帳の整理保存に関すること。	水道	通常						
量水器の維持管理に関すること。	水道	通常						
滞納処分及び欠損処分に関すること。	水道	通常						
停水処分に関すること。	水道	通常						
水道施設の企画及び調整に関すること。	水道	通常						
拡張及び改良工事の設計、施行並びに検査に関すること。	水道	通常						
水道配管図の整備及び保存に関すること。	水道	通常						
(通常の)給水装置の新設及び改造に関すること。(受付・審査)	水道	通常						
(通常の)給水装置工事の設計、施行及び検査に関すること。	水道	通常						
(通常の)給水工事費の概算及び精算業務に関すること。	水道	通常						
(通常の)水道施設工事費の概算及び精算業務に関すること。	水道	通常						
(通常の)道路、河川等の占用に関すること。	水道	通常						
(通常の)漏水の調査及び防止に関すること。	水道	通常						
指定工事店等の指導及び監督に関すること。	水道	通常						
水道施設(水源施設を除く。)(通常の)維持管理に関すること。	水道	通常						
水道施設の維持管理に必要な貯蔵品及び機具類の管理に関すること。	水道	通常						
(通常の)漏水修繕工事に関すること。	水道	通常						

(通常の)修繕工事費の概算及び精算に関すること。	水道	通常						
撤去品及び不用品の売却又は再使用に関すること。	水道	通常						
無線装置の維持管理に関すること。	水道	通常						
水源施設の(通常の)維持管理に関すること。	水道	通常						
水圧の保全に関すること。	水道	通常						
水質の保全及び検査に関すること。	水道	通常						
薬品及び検査機具の管理に関すること。	水道	通常						
泉水、表流水及び地下水の受水、取水調整並びに報告に関すること。	水道	通常						
危険物の取扱いに関すること。	水道	通常						
浄水場勤務者の勤務表作成に関すること。	水道	通常						
水道(一般)事務に関すること。	水道	通常						
下水道事業の財政計画及び資金計画に関すること。	下水道	通常						
下水道事業の受益者負担金に関すること。	下水道	通常						
下水道の啓発に関すること。	下水道	通常						
五条川左岸及び右岸流域下水道協議会に関すること。	下水道	通常						
下水道使用料に関すること。	下水道	通常						
下水道事業の計画及び調整に関すること。	下水道	通常						
下水道事業の都市計画決定、事業認可及び変更に関すること。	下水道	通常						
下水道事業の施行計画及び災害補助申請に関すること。	下水道	通常						
汚水に係る下水道建設における測量実施計画に関すること。	下水道	通常						
汚水に係る公共下水道建設工事における設計及び管理監督に関すること。	下水道	通常						
汚水に係る下水道工事における占用申請に関すること。	下水道	通常						
汚水に係る公共下水道の維持管理に関すること。	下水道	通常						
排水設備等の計画、普及及び工事の指導監督に関すること。	下水道	通常						
排水設備等の工事の検査及び使用開始の開始届等に関すること。	下水道	通常						
排水設備指定工事店に関すること。	下水道	通常						
下水道台帳に関すること。	下水道	通常						
公共下水道に接続された特定事業場の水質監視及び立入検査に関すること。	下水道	通常						
除害施設に関すること。	下水道	通常						
改造資金の融資あっせん及び利子補給に関すること。	下水道	通常						
農業集落排水処理施設使用料に関すること。	下水道	通常						
農業集落排水事業の受益者分担金に関すること。	下水道	通常						
農業集落排水事業の財政計画及び資金計画に関すること。	下水道	通常						
農業集落排水事業の維持管理に関すること。	下水道	通常						
送水及び配水の応急措置に関すること。		応急復旧						
人工透析病院への応急給水に関すること。		応急復旧						
その他被災地の応急給水に関すること。		応急復旧						
水道施設の被害調査に関すること。		応急復旧						
水道施設の応急復旧の工事に関すること。		応急復旧						
各関係団体、関係業者との連絡に関すること。		応急復旧						
応急復旧資機材の調達及び会計に関すること。		応急復旧						
広域応援の受け入れ、調整に関すること。		応急復旧						

断水の状況及び配水管の被害調査に関すること。		応急復旧							
緊急送水及び配水工事に関すること。		応急復旧							
汚水幹線の被害調査に関すること。		応急復旧							
汚水枝線の被害調査に関すること。		応急復旧							
マンホールポンプの被害調査に関すること。		応急復旧							
公共下水道施設の応急復旧工事に関すること。		応急復旧							
公共下水道施設の被害状況報告に関すること。		応急復旧							
入鹿・神尾地区浄化センターの被害調査に関すること。		応急復旧							
農業集落排水の管きょの被害調査に関すること。		応急復旧							
農業集落排水施設の応急復旧工事に関すること。		応急復旧							
農業集落排水施設の被害状況報告に関すること。		応急復旧							
道路、河川、橋梁等の被害調査の協力に関すること。		応急復旧							
その他給水に関すること。		応急復旧							
業務数 計			9	8	13	3	5	54	

環境班（経済環境部環境課）

業務名	担当課	業務種別	3時間以内	一日以内	三日以内	一週間以内	二週間以内	二週間以降
			A	B	C	D	E	F
一般廃棄物の収集及び処理に関する事	環境	通常						
ごみ減量及びリサイクル推進に関する事	環境	通常						
犬及び猫の死体処理に関する事	環境	通常						
都市美化センターの管理運営に関する事	環境	通常						
一般廃棄物最終処分場の管理運営に関する事	環境	通常						
広域ごみ処理施設の建設に関する事	環境	通常						
し尿の収集及び処理に関する事	環境	通常						
し尿浄化槽に関する事	環境	通常						
愛北広域事務組合に関する事	環境	通常						
環境センターの管理運営に関する事	環境	通常						
廃棄物の不法投棄に関する事	環境	通常						
屋外燃焼行為防止に関する事	環境	通常						
産業廃棄物保管の規制に関する事	環境	通常						
空き缶等のポイ捨て防止に関する事	環境	通常						
資源物の持ち去り禁止に関する事	環境	通常						
犬山市地域資源回収団体に関する事	環境	通常						
クリーンタウン犬山推進事業に関する事	環境	通常						
レジ袋削減の取組に関する事	環境	通常						
剪定樹木チップ化に関する事	環境	通常						
バイオディーゼルに関する事	環境	通常						
犬山市指定ごみ袋に関する事	環境	通常						
環境基本計画等に関する事	環境	通常						
環境保全に関する事	環境	通常						
埋立てによる地下水汚染防止に関する事	環境	通常						
自然公園法(昭和32年法律第161号)の許認可に関する事	環境	通常						
公害の調査、指導及び相談に関する事	環境	通常						
公害に関する関係機関等との連絡調整に関する事	環境	通常						
その他公害防止対策に関する事	環境	通常						
環境保全庁内行動計画に関する事	環境	通常						
環境審議会に関する事	環境	通常						
犬山里山学センターの管理運営に関する事	環境	通常						
自然歩道に関する事	環境	通常						
さくらねっと・うおーく構想の推進に関する事	環境	通常						
市道及び河川を除く桜の維持管理に関する事	環境	通常						
岐阜基地周辺市町連絡協議会及び防音工事に関する事	環境	通常						
自然環境保全事業に関する事	環境	通常						
植樹、緑化及び自然環境に関する事	環境	通常						
あいち森と緑づくり事業に関する事	環境	通常						
都市緑化推進に関する事	環境	通常						

収集運搬業者の被災状況確認		応急復旧							
収集運搬のための機材・人員の確保		応急復旧							
災害廃棄物の収集運搬		応急復旧							
避難所ごみの収集運搬		応急復旧							
処理困難物の収集運搬		応急復旧							
ごみの仮置き場設置のための機材・人員の確保		応急復旧							
ごみの仮置き場設置		応急復旧							
廃棄物の処理に関すること。		応急復旧							
ごみ処理施設の被災状況確認		応急復旧							
ごみ処理施設の修理・補修		応急復旧							
ごみ処理施設が稼働できない場合の処理先確保		応急復旧							
ごみ処理施設地元への施設被災状況の説明		応急復旧							
最終処分場・搬送ルートの被災状況確認		応急復旧							
最終処分場への運搬のための機材・人材確保		応急復旧							
最終処分場が使用できない場合の処分先確保		応急復旧							
最終処分場地元への施設被災状況の説明		応急復旧							
仮設トイレの汲み取り・収集運搬業者の被災状況確認		応急復旧							
仮設トイレ汲み取りの機材・人員確保		応急復旧							
仮設トイレ設置・汲み取り・収集運搬		応急復旧							
その他衛生に関すること。		応急復旧							
塵芥収集等広域応援の受入に関すること。		応急復旧							
愛知県への支援要請		応急復旧							
産業廃棄物協会への支援要請		応急復旧							
各協力業者への支援要請		応急復旧							
し尿処理に関すること。		応急復旧							
環境センターの被害状況確認		応急復旧							
環境センター修理・補修		応急復旧							
環境センターが使用できない場合の対応		応急復旧							
環境センター地元への施設被災状況の説明		応急復旧							
し尿処理施設(愛北クリーンセンター)の被災状況確認		応急復旧							
愛北クリーンセンター稼働できない場合の処理先確保		応急復旧							
愛北広域事務組合との連絡事務調整に関すること。		応急復旧							
災害廃棄物発生量推計及び愛知県への報告		応急復旧							
災害廃棄物処理実施計画の策定		応急復旧							
災害廃棄物処理事業補助金申請のための事務		応急復旧							
災害廃棄物処理方法の市民周知		応急復旧							
その他災害により生じた廃棄物等の処理に関すること。		応急復旧							
重大な環境汚染の発生や危険動物の逸走等に関する情報収集と関係機関との連絡調整に関すること		応急復旧							
死亡者の収容及び埋火葬に関すること。		応急復旧							
死亡者の収容場所の設置及び管理に関すること。		応急復旧							
業務数 計			29	15	6	2	4	23	

調達班（経済環境部産業課・観光交流課）

業務名	担当課	業務種別	3時間以内	一日以内	三日以内	一週間以内	二週間以内	二週間以降
			A	B	C	D	E	F
企業立地に関する事。	産業	通常						
企業との連絡調整に関する事。	産業	通常						
商工会議所との連携に関する事。	産業	通常						
商工業の振興に関する事。	産業	通常						
労働対策に関する事。	産業	通常						
消費者行政に関する事。	産業	通常						
中心市街地活性化に関する事。	産業	通常						
特産品に関する事。	産業	通常						
農畜産物の生産指導に関する事。	産業	通常						
農産物の地産地消に関する事。	産業	通常						
農業の近代化に関する事。	産業	通常						
農業協同組合その他農業関係団体に関する事。	産業	通常						
農産物被害の防止、予防等に関する事。	産業	通常						
市民農園に関する事。	産業	通常						
家畜の飼養及び防疫に関する事。	産業	通常						
鳥獣捕獲許可及び狩猟に関する事。	産業	通常						
森林計画、保安林及び森林の保続培養等に関する事。	産業	通常						
漁業に関する事。	産業	通常						
農業委員会に関する事。	産業	通常						
農地に関する事。	産業	通常						
農用地の利用集積及び経営管理の合理化等に関する事。	産業	通常						
農業者年金に関する事。	産業	通常						
農業振興地域整備計画に関する事。	産業	通常						
農業共済に関する事。	産業	通常						
土地改良区に関する事。	産業	通常						
観光政策に関する事。	観光交流	通常						
観光振興に関する事。	観光交流	通常						
観光宣伝、観光誘致に関する事。	観光交流	通常						
観光事業の推進に関する事。	観光交流	通常						
鵜飼事業に関する事。	観光交流	通常						
観光施設の整備及び管理に関する事。	観光交流	通常						
犬山市観光協会に関する事。	観光交流	通常						
観光関係団体に関する事。	観光交流	通常						
広域観光に関する事。	観光交流	通常						
姉妹都市及び友好都市との交流に関する事。	観光交流	通常						
国際交流に関する事。	観光交流	通常						
多文化共生に関する事。	観光交流	通常						
犬山国際観光センターの管理運営に関する事。	観光交流	通常						
犬山国際交流村の管理に関する事。	観光交流	通常						

犬山国際交流協会に関すること。	観光交流	通常							
農業、畜産等の被害調査及び被害証明に関すること。		応急復旧							
家畜伝染病の防疫と保健衛生に関すること。		応急復旧							
被災商工業及び観光施設の調査に関すること。		応急復旧							
物資、資財の確保に関すること。		応急復旧							
観光客等の支援に関すること。		応急復旧							
物資輸送の協力に関すること。		応急復旧							
その他各種のあっせんに関すること。		応急復旧							
避難所(犬山国際観光センター)の開設及び運営管理に関すること。		応急復旧							
外国人居住者等の支援に関すること。		応急復旧							
業務数 計			7	1	6	12	0	23	



教育班（教育部子ども未来課・学校教育課・文化スポーツ課・歴史まちづくり課）

業務名	担当課	業務種別	3時間以内	一日以内	三日以内	一週間以内	二週間以内	二週間以降
			A	B	C	D	E	F
児童福祉に関すること。	子ども未来	通常						
母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。	子ども未来	通常						
児童厚生施設に関すること。	子ども未来	通常						
放課後児童健全育成事業に関すること。	子ども未来	通常						
家庭児童相談室に関すること。	子ども未来	通常						
児童発達支援事業及び施設に関すること。	子ども未来	通常						
母子生活支援施設に関すること。	子ども未来	通常						
児童手当、児童扶養手当及び遺児手当に関すること。	子ども未来	通常						
子育て支援に関すること。	子ども未来	通常						
要保護児童に関すること。	子ども未来	通常						
配偶者からの暴力の防止に関すること。	子ども未来	通常						
児童及び母子関係諸団体に関すること。	子ども未来	通常						
子どものための教育・保育給付に係る支給認定及び利用者負担額の決定に関すること。	子ども未来	通常						
保育所の入退所及び認定こども園の入退園に関すること。	子ども未来	通常						
保育の実施及び運営に関すること。	子ども未来	通常						
保育所及び認定こども園の整備及び維持管理に関すること。	子ども未来	通常						
民間保育所及び無認可保育所の指導に関すること。	子ども未来	通常						
教育委員会に関すること。	学校教育	通常						
公印に関すること。	学校教育	通常						
教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。	学校教育	通常						
事務局職員及び教育機関の職員の人事に関すること。	学校教育	通常						
教育表彰に関すること。	学校教育	通常						
公立学校共済組合に関すること。	学校教育	通常						
教育に係る調査、統計及び広報に関すること。	学校教育	通常						
育英事業に関すること。	学校教育	通常						
要保護及び準要保護に関すること。	学校教育	通常						
私学助成に関すること。	学校教育	通常						
就学援助及び就学奨励に関すること。	学校教育	通常						
学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。	学校教育	通常						
児童及び生徒の就学並びに児童、生徒及び幼児の入学等に関すること。	学校教育	通常						
地域の教育力の活用の指導に関すること。	学校教育	通常						
児童及び生徒の通学に関すること。	学校教育	通常						
学びの学校づくり計画の策定及び実践指導に関すること。	学校教育	通常						
学校教育機関の設置、変更及び廃止に関すること。	学校教育	通常						
学校施設整備基金に関すること。	学校教育	通常						
学校給食に関すること。	学校教育	通常						
学校保健に関すること。	学校教育	通常						

その他学校教育に関する事及び他課の所管に属さない事項に関する事。	学校教育	通常							
生涯学習事業の実施に関する事。	文化スポーツ	通常							
生涯学習事業受講者への連絡に関する事。	文化スポーツ	通常							
社会教育委員に関する事。	文化スポーツ	通常							
全市博物館構想に関する事。	文化スポーツ	通常							
社会教育施設の設置及び廃止に関する事。	文化スポーツ	通常							
市民総合大学の運営に関する事。	文化スポーツ	通常							
市民総合大学受講者への連絡に関する事。	文化スポーツ	通常							
子ども大学の調整及び運営に関する事。	文化スポーツ	通常							
子ども大学受講者への連絡に関する事。	文化スポーツ	通常							
地域の指導者による中学校文化活動支援に関する事。	文化スポーツ	通常							
社会教育団体の指導育成に関する事。	文化スポーツ	通常							
公民館、勤労青少年ホーム、学習等供用施設及び市民文化会館の管理運営に関する事。	文化スポーツ	通常							
公民館、勤労青少年ホーム、学習等供用施設及び市民文化会館予約利用者への連絡に関する事。	文化スポーツ	通常							
青少年の健全育成に関する事。	文化スポーツ	通常							
青少年の相談業務に関する事。	文化スポーツ	通常							
芸術文化の事業の実施に関する事。	文化スポーツ	通常							
文化関係団体の指導育成に関する事。	文化スポーツ	通常							
図書館の管理及び運営に関する事。	文化スポーツ	通常							
図書館協議会に関する事。	文化スポーツ	通常							
生涯スポーツの事業の実施に関する事。	文化スポーツ	通常							
生涯スポーツ事業受講者への連絡に関する事。	文化スポーツ	通常							
各種スポーツ大会及びスポーツ活動の支援に関する事。	文化スポーツ	通常							
国内外の都市とのスポーツ交流に関する事。	文化スポーツ	通常							
スポーツ表彰に関する事。	文化スポーツ	通常							
スポーツ推進委員に関する事。	文化スポーツ	通常							
スポーツ団体の育成に関する事。	文化スポーツ	通常							
学校体育施設の開放に関する事。	文化スポーツ	通常							
学校体育施設の開放予約利用者への連絡に関する事。	文化スポーツ	通常							
スポーツ振興基金に関する事。	文化スポーツ	通常							
社会体育施設の設置及び廃止に関する事。	文化スポーツ	通常							
社会体育施設の管理運営に関する事。	文化スポーツ	通常							
社会体育施設の予約利用者への連絡に関する事。	文化スポーツ	通常							
その他生涯学習、芸術文化振興、図書館及び社会体育に関する事。	文化スポーツ	通常							
文化財の調査、保存及び活用に関する事。	歴史まちづくり	通常							
歴史的風致維持向上計画の推進に関する事。	歴史まちづくり	通常							
犬山城の世界遺産登録に関する事。	歴史まちづくり	通常							
城下町文化、郷土史その他歴史文化の調査に関する事。	歴史まちづくり	通常							
文化財その他郷土史資料の収集、整理、保存及び活用に関する事。	歴史まちづくり	通常							
東之宮古墳の調査及び整備に関する事。	歴史まちづくり	通常							
名勝木曾川の現状変更申請に関する事。	歴史まちづくり	通常							
文化財保護及び研究関連委員会に関する事。	歴史まちづくり	通常							
犬山城の管理及び運営に関する事。	歴史まちづくり	通常							
文化財建造物の保護及び活用に関する事。	歴史まちづくり	通常							

文化史料館の管理及び運営に関する事。	歴史まちづくり	通常							
青塚古墳史跡公園の維持管理に関する事。	歴史まちづくり	通常							
磨墨塚史跡公園の維持管理に関する事。	歴史まちづくり	通常							
歴史関係団体の指導育成に関する事。	歴史まちづくり	通常							
その他文化財に関する事。	歴史まちづくり	通常							
避難所(保育施設等)の開設及び運営管理に関する事。		応急復旧							
園児等の安全対策に関する事。		応急復旧							
要配慮者(乳幼児)に関する事。		応急復旧							
応急保育、その他保育対策等に関する事。		応急復旧							
避難所(学校施設)の開設及び運営管理に関する事。		応急復旧							
教育施設等の被害調査及び復旧に関する事。		応急復旧							
応急教育の実施に関する事。		応急復旧							
児童生徒の安全対策に関する事。		応急復旧							
学用品等の供与に関する事。		応急復旧							
その他避難所及び文教対策に関する事。		応急復旧							
学校給食施設等による応急炊出しに関する事。		応急復旧							
応急食糧の供与に関する事。		応急復旧							
避難所(公民館等)の開設及び運営管理に関する事。		応急復旧							
社会教育施設等の被害調査に関する事。		応急復旧							
社会教育施設に対する連絡及び指示に関する事。		応急復旧							
社会教育施設の防御に関する事。		応急復旧							
社会体育施設に連絡及び指示に関する事。		応急復旧							
社会体育施設の防御に関する事。		応急復旧							
図書館建物内外の被害状況調査に関する事。		応急復旧							
文化財の保護及び被害調査に関する事。		応急復旧							
業務数 計			20	3	7	7	8	61	